

# ○上越教育大学学校教育学部学生（平成31年度及び令和2年度入学生） の大学院授業科目早期履修規程

（平成31年3月22日規程第43号）

最終改正 令和5年1月18日規程第3号

（趣旨）

**第1条** この規程は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第40条の2の規定に基づき、平成31年度及び令和2年度に入学した上越教育大学（以下「本学」という。）の学校教育学部（以下「学部」という。）の学生（以下「学部学生」という。）が本学大学院学校教育研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻発達支援教育実践研究コース（特別支援教育領域）（以下「大学院」という。）の授業科目（以下「大学院授業科目」という。）を履修すること（以下「早期履修」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

**第2条** 早期履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学部学生に対して大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

（履修資格）

**第3条** 早期履修ができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特別支援教育について深く学ぶ強い意欲を有し、学部を卒業後、引き続き大学院に進学することを希望する者であること。
- (2) 3年次以降の学部学生であること。
- (3) 学部の授業科目（以下「学部授業科目」という。）「学校ボランティアA（学校支援体験）」、「教育実地研究I（観察・参加）」、「特別支援教育基礎」及び「特別支援教育概論」の単位を修得していること。

（申請）

**第4条** 早期履修を希望する者は、学年末の別に定める期日までにクラス担当教員の承認を得て、別記第1号様式の大学院授業科目早期履修申請書を教育支援課に提出しなければならない。

- 2 早期履修を申請できる者は、2年次及び3年次の学部学生とする。ただし、次条に規定する履修人数に欠員がない場合は、申請できないものとする。

（履修人数）

**第5条** 早期履修の履修人数は、学部学生の入学年度ごとに10人までとする。

（選考及び許可）

**第6条** 早期履修者の選考は、第4条の申請に基づき、大学院が別に定める選考方法により行い、教務委員会の議を経て学長が決定する。

- 2 学長は、別記第2号様式の大学院授業科目早期履修許可書により、申請者に早期履修の許可を通知するものとする。

（対象授業科目及び履修上限単位数）

**第7条** 早期履修で履修できる大学院授業科目は、大学院が別に定めるプロフェッショナル科目のうち、10単位までとする。

2 早期履修の履修単位は、上越教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第70号）第11条に定める履修登録上限単位数の対象外とする。

（履修科目の取消し等）

**第8条** 早期履修を許可された大学院授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修登録期間内にクラス担当教員の承認を得て、別記第3号様式の大学院授業科目早期履修取消・変更届を教育支援課に提出しなければならない。

2 前項に規定する大学院授業科目の取消しは、早期履修を許可された大学院授業科目と学部授業科目の授業時間が重複する等、特別の事情がある場合に限り認めることができるものとする。

3 第1項に規定する大学院授業科目の変更は、前項の規定による大学院授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

（授業科目の単位の授与及び成績評価）

**第9条** 大学院授業科目の単位の授与及び成績評価については、学則及び上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）の規定を適用する。

（修得単位の取扱い）

**第10条** 早期履修で履修した大学院授業科目の単位については、学部を卒業後、引き続き大学院に入学した場合に限り、大学院の修得単位として単位を授与し、大学院の修了要件単位及び教育職員免許状の取得要件単位に含めるものとする。

2 前項に規定する大学院の修了要件及び教育職員免許状の取得要件は、早期履修者が大学院に入学した年度の教育課程によるものとする。

3 第1項に規定する単位の授与に当たって、大学院教育課程の変更及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の改正があった場合は、可能な限り変更後の大学院教育課程及び改正後の教育職員免許法に対応できるよう配慮するものとする。

（細則）

**第11条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、学長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

#### 附 則（令和5年規程第3号（令和5年1月18日））

この規程は、令和5年1月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。





別記第3号様式（第8条関係）

大学院授業科目早期履修取消・変更届

年 月 日

上越教育大学長 殿

学校教育学部初等教育教員養成課

学籍番号

氏 名

下記のとおり大学院授業科目早期履修科目の取消・変更したいので許可くださるようお願いいたします。

記

理 由			
早期履修の大学院授業科目名	単位数	学期	取消・変更の別

クラス担当教員	
---------	--

（注）クラス担当教員の氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。